

京都市消費生活基本計画(第2次計画)の 平成29年度重点課題に係る実施計画

重 点 課 題 1	様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進
推 進 施 策 名	推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信
取 組 期 間	平成29年度(平成26年度からの継続)
重 点 課 題 2	高齢者等の消費者被害未然防止のための連携強化の拡充
推 進 施 策 名	推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等 推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取 組 期 間	平成29年度(平成26年度からの継続)
重 点 課 題 3	消費者市民社会を形成するための取組
推 進 施 策 名	推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取 組 期 間	平成29年度
重 点 課 題 4	食品表示監視指導業務の実施
推 進 施 策 名	推進施策 3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取 組 期 間	平成29年度(平成28年度からの継続)

(重点課題1)様々な手法を用いた体系的な消費者教育の推進

- 本市の消費者教育推進計画（計画期間：平成27年度～31年度）の中間点である平成29年度においては、民法改正による成人年齢の引き下げ、学習指導要領の改訂等の状況を踏まえ、年齢階層や各々のライフスタイル・特性に応じた方法や場で、多様な担い手と連携し、京都ならではの特徴をいかした消費者教育を推進するための更なる手法を検討する必要があります。
- 平成29年度においては、今後の本市の消費者教育推進計画改訂を見据え、学習指導要領の改訂後の状況を注視しながら調査・研究を進めるとともに、現在必要となる消費者教育の推進に取り組めます。

重点事項

【充実】

教育委員会等と連携した消費者教育教材の作成等

【新規】

大学学生課と連携した学生向け消費生活情報の発信

【継続】

幅広い年代を対象とする参加型イベントの開催

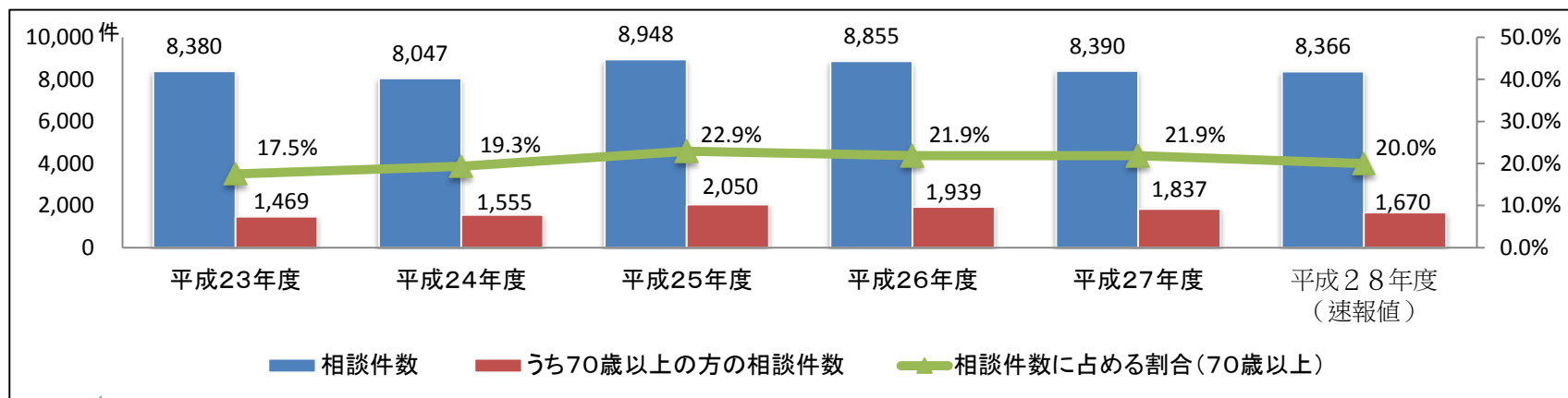
取組

- 平成27年度に作成した小学生向け消費者教育教材を小学校家庭科研究会と連携し、刷新する。
- 総合教育センター指導主事と連携し、消費者教育の担い手である教員の皆様（中学校家庭科研究会）に対し、本市消費生活専門相談員が出前講座を実施する。
- また、消費者トラブルを解決する方法をロールプレイング式で学べる中学高校向けの「（仮称）消費生活劇場」を作成し、教員に授業で活用していただく。
- 大学・府センター・京都弁護士会と連携し、学生に最新の消費トラブルやその対処法、契約の責任等の注意事項を情報提供できる仕組みを検討する。
- 子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流しながら、日常生活における身近な問題や今まさに私たちが取り組んでいかなければならない課題などについて、一緒になって学び、考えることを目的として、「消費生活フェスタ」を開催する。

(重点課題2) 高齢者等の消費者被害未然防止のための連携強化の拡充

70歳以上の方からの相談件数は、全体の2割を占めています。こうした状況を踏まえ、高齢者はもとより、高齢者の見守り活動を行う方々に対してもより積極的に啓発を進め、被害の発生・拡大を未然に防ぐ体制等を広げていく必要があります。

消費生活相談件数の推移



把握

・ 多様化する高齢者のニーズを的確に把握

連携

・ 庁内関係部署や関係機関との密接した連携

発信

・ 迅速かつ確実又分かりやすい情報の伝達・発信

悪質商法等による高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止のためには、「把握」→「連携」→「発信」が不可欠

そのため、平成29年度においては、以下の項目について重点的に取り組むこととします。

①府センター・京都府警察と連携した啓発等【新規】

- 府・市センター共同イベントの実施，医療機関等に掲示する啓発ポスターの共同作成等（オール京都での取組）
- 京都府警察主催の「ネットトラブル対策講座」等への講師派遣等

②高齢サポートとの連携強化【充実】

- 高齢サポートにおいて，権利擁護業務に携わっている専門職種である社会福祉士の専門職員会議の当センターの参画を他の行政区にも拡充
- これにより，高齢者等の状況把握に努めるとともに，迅速な情報発信等を実施

<消費者被害の未然防止等>

③京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行等【継続】

- 最新の悪質商法に対する注意喚起や様々な消費生活情報の提供
- 高齢サポート等が実施している高齢者宅の訪問や地域イベントにおける出店ブースにおいて，消費生活相談窓口や悪質商法の手口等について情報提供してもらうため，啓発物品・パンフレットを配布

④落語を採り入れた消費生活イベントの開催【継続】

- 高齢者や高齢者の見守りを行う人々に，消費生活に関する話題を分かりやすく伝え，親しみやすく，楽しみながら学べるよう，日本の伝統芸能である「落語」を採り入れ，印象に残るよう工夫した消費者啓発事業を引き続き実施

(重点課題3)消費者市民社会を形成するための取組

- 持続可能な社会を形成するためには、消費者一人ひとりが、自分のことだけでなく周りの人々や次世代のこと、社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動することが必要です。
- 内閣府が行った調査では、**消費者市民社会**の言葉・内容ともに知らない方が7割を超えている一方、「自分の消費行動が社会に影響を与える」と思っている方は6割を超えています。
- 消費行動の社会への影響についての理解を更に進めるため、イベントの開催や情報発信等、消費者市民社会の理念の普及に取り組みます。

主な実施予定事業

「素材から学ぶくらしの学校」の開催【継続】

- ・昨年度実施し、好評を得た当該イベントを引き続き実施する。平成29年度についても、小学生を対象に、調理実習、体験学習を実施し、モノができるまでの過程を通じて社会問題を学び、自らや家庭での消費生活が社会・環境にもたらす影響を考えていただく講座を実施する。
- ・また、保護者の方に対し、ソーシャルイノベーションに取り組む企業を紹介し、実際に商品等を手に取っていただくことにより、消費者市民社会の理念の普及促進を図る。

府センター開催イベントにおけるブース出展等【新規・充実】

- ・京都府では、消費者教育をこれまで以上に積極的に取り組むため、平成29年3月に「京都府消費者教育推進計画」を改定したところです。同計画において、消費者行動を通じて社会貢献をする消費者の育成の中で、とりわけ**「エシカル消費の普及」**に取り組むこととしている。
- ・平成29年度にエシカル消費をテーマとしたイベントを開催する予定であり、当センターにおいてもブース出展し、**エシカル消費等、消費者市民の育成の取り組み**を実施する。また、これまで悪質商法等の手口の対処法をテーマとし、地域のイベントにブース出展していましたが、今後、消費者市民社会の理念の普及のため、「食品ロス」等もテーマとしたクイズも実施する。その他、「消費者力パワーアップセミナー」、「マイシティライフ」等においても、消費者市民社会の理念について普及促進を図る。

(重点課題4) 食品表示監視指導業務の実施

本市では、食の安全安心推進の日（毎年8月1日）を設けるなど、食品等の安全性及び安心な食生活について関心と理解を深めることにより、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する取組の一層の推進を図ることとしています。当センターにおいても、食品表示法（品質事項）に関する業務を着実に実施します。

平成29年度 実施計画		目標値等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食品表示に関する 相談受付	相談・ 要望	必要な内容を的確に回答	随時、受付・回答											
	情報提供等	迅速な対応 関係機関等との密の連携	必要に応じ、任意調査・立入検査を実施											
食品表示 パトロール	定期 パトロール	90店舗以上（目標）				実施		実施		実施			実施	
	買上 調査	2品目 各10検体（予定）								実施				
食品表示講習会等 （事業者及び市民向け）		分かりやすいパンフレットを新たに作成し活用 →周知・啓発を充実								実施				